

# 2026 年度

# 認定留学奨学金

# 募集要項

公立小松大学国際交流センター

## はじめに

本奨学金は、公立小松大学海外留学規程により認定留学の許可を得た者に対し、その留学期間において本学及び外国の大学の両機関への学費支払いが発生することから、本学授業料相当額を支給することで経済支援を行い、認定留学を奨励する目的で支給するものです。

申請は、その支給の根拠となる認定留学と併せて行う必要があるため、認定留学の申請と並行して奨学金の申請を進めて下さい。

## 目次

### I. 認定留学奨学金の概要

1. 認定留学奨学金について
2. 対象者と対象期間について
3. 給付額について

### II. 認定留学奨学金への申請と支給方法

1. 準備から認定留学許可までの流れ
2. 申請方法及び期間
3. 支給可否の審議・決定
4. 支給方法

### III. 問い合わせ先

## I. 認定留学奨学金の概要

### 1. 認定留学奨学金について

認定留学奨学金は、公立小松大学学生海外留学規程により認定留学の許可を得た者に對し、その留学期間において本学及び外国の大学の両機関への学費支払いが発生することから、本学授業料相当額を支給することで経済支援を行い、認定留学を奨励することを目的としている。

### 2. 対象者と対象期間について

#### (1) 対象者

本奨学金の対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- 申請時及び受給時に本学に在籍している学部学生であること。
- 当該学生が所属する学部の教授会等および国際交流センターにて認定留学の許可を得ていること。
- 前学期の GPA が 2.80 以上であること。1年生の前期に本申請を行う場合は、当学期の GPA が 2.80 以上であること。

#### (2) 対象期間

本奨学金最長で2学期までとし、1回限りとする。

### 3. 給付額について

認定留学奨学金の給付額は学生が所属する本学学部の授業料相当額とする。ただし、他の奨学金等により授業料相当額の減免を受けている場合は、その額を差し引いた実負担額を支給する。このことから、既に授業料の全額について免除等を受けることが決定している学生は、支給るべき実負担額がないことから、申請をすることができない。日本学生支援機構の修学支援制度で支援を受けている学生や今後受ける予定の学生は、国際交流センターへ事前に相談をすること。

## II. 認定留学奨学金への申請と支給方法

### 1. 準備から認定留学許可までの流れ

#### (1) 認定留学の申請

認定留学奨学金は、認定留学を行う者が対象となる制度であることから、学生は認定留学自体の申請を並行して行う必要がある。**認定留学奨学金のみへの申請はできないため、必ず認定留学の申請を進めること。**

#### (2) 認定留学奨学金の申請

認定留学奨学金の申請は、その根拠となる認定留学の申請と同時に行う必要がある。次項目にある申請方法等の指示に従い申請すること。なお、期限は認定留学の申請と同時となることから、その期限に準じる。遅延しての提出は受理されない。

#### (3) 審議と支給可否の決定

学生が所属する学部の教授会等で認定留学の許可があった後、提出された申請書類に基づき、国際交流センター会議において審議され、学長が決定する。なお、各会議で認定留学の許可がされない場合には、対象者から外れるため、本奨学金に関する審議を行わない。

### 2. 申請方法及び期間

全ての申請書類を申請者本人が提出すること。なお、申請期間中に適正な方法で申請があつた場合においても、申請書類に不備等あつた場合には申請不受理の判断を行うことがあるため、記入漏れ等の不備が無いことをよく確認し、申請すること。また申請書類のうち、作成・記入に日数を要するものもあるため、余裕をもって学内での相談を進め、作成を行うこと。申請期限間近での相談などにより、申請期限を経過した場合についても本学は一切責任を負わない。

#### (1) 申請書類

①認定留学奨学金申請書（様式1）

②前年度のGPAがわかる書類

※1年生のうち、申請時点で成績がない場合は、成績表の発行後に提出すること。  
(ポータルの成績照会のページを印刷して提出すること)

#### (2) 申請期間

根拠となる認定留学の申請期限に準じる。

### **(3) 申請先**

下記 Forms から申請すること。すべての申請書類のうち、署名欄は手書きとし、PDF 形式に変換の上、アップロードすること。

<https://forms.office.com/r/R0bF1A3qjW>

## **3. 支給方法**

認定留学終了後、下記の書類を期日までに提出すること。提出された書類に基づき、学生の所属する学部の教授会および国際交流センターにて書類等の確認を行った上で、3ヶ月以内に給付額を当該学生が指定する口座へ支給する。提出期限を経過した場合、提出は受理されず、支給対象外となる。

### **(1) 提出書類**

- ①奨学金振込依頼書（様式 2）
- ②認定留学報告書（様式 3）
- ③留学先機関が発行する修了証、成績表のコピー

### **(2) 提出先**

下記 Forms から提出すること。すべての申請書類のうち、署名欄は手書きとし、PDF 形式に変換の上、アップロードすること。

<https://forms.office.com/r/uCiHazhkNF>

## **III. 問い合わせ先**

公立小松大学国際交流センター（中央キャンパス事務局総務課内）

TEL : 0761-23-6600 E-mail: [global@komatsu-u.ac.jp](mailto:global@komatsu-u.ac.jp)